

## 教育実習経費・養護実習経費一覧

教職免許を取得する人は、実習・体験費を含めた必要経費を納付する必要があります。納付された経費は原則として返還されません。

区 分	中学校一種免許取得の場合		高等学校一種免許取得の場合	養護教諭一種免許取得の場合	
	教育実習 (3～4週間)	介護等体験 (7日間)	教育実習 (2週間)	養護実習 (3～4週間)	臨床実習 (2週間)
学生納付金	22,000 円	※ <sup>3</sup> 8,500 円	※ <sup>1</sup> 18,000 円	※ <sup>2</sup> 22,000 円	12,000 円

- (注) ※<sup>1</sup> 高等学校一種免許取得者のため教育実習を3～4週間行った場合は学生納付金は22,000円になります。
- ※<sup>2</sup> 養護教諭二種免許を既に持っている場合で養護教諭一種免許を取得する場合は、実習期間は1週間で7,000円になります。
- ※<sup>3</sup> 介護等体験をやむを得ない事情により辞退した場合でも手数料3,000円は返還されません。

### 備 考

- ① 免許別の実習費の組み合わせ例をしますと、次のとおりです。(基本的な場合です)
  - a. 「高一種(保健体育)」の場合:18,000円
  - b. 「中一種(保健体育)」+「高一種(保健体育)」の場合:22,000+8,500=30,500円
  - c. 「養教一種」の場合:22,000+12,000=34,000円
  - d. 「養教一種」+「高一種(保健)」の場合:22,000+18,000+12,000=52,000円
  - e. 「養教一種」+「中一種(保健)」+「高一種(保健)」の場合:  

$$22,000+22,000+8,500+12,000=64,500\text{円}$$

※ 「高1種」及び「中1種」の同教科の免許を取る場合は、教育実習は同一校にて3～4週間行うこととなりますので、費用は22,000円になります。
- ② 教育実習、養護実習等に関わる学生納付金は、4年次になる前に取得予定免許と納付書の内容を確認の上、納付して下さい。
- ③ 教員免許状取得にあたり、上記の他、申請時(4年次)に手数料が必要です。免許状1件につき3,400円の愛知県収入証紙を申請用紙に貼付して、免許状の申請を行います。